

改めて少年法適用年齢の引き下げに反対するとともに、18歳、19歳の者への厳罰化に反対する会長声明

法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会において、平成29年2月の諮問以来3年半にわたり、少年法の適用対象年齢を18歳未満とするこの是非が議論されてきた。そして、令和2年9月9日の部会において、「諮問第103号に対する答申案」を部会の意見とすることが賛成多数で承認された。

ところで、当会は、平成27年6月19日、少年法の適用対象年齢を現行の20歳未満から引き下げることに対する会長声明を、平成30年3月22日、少年法の適用年齢引下げに反対する意見書を発出し、少年法の適用対象年齢を引き下げる合理的な理由はなく、むしろ、引下げにより、少年の更生の機会が奪われる結果として、非行や犯罪が増加することが懸念されることを主張してきた。

上記「答申案」が18歳及び19歳の者についても、まず、全ての事件を家庭裁判所に送致し、家庭裁判所調査官の調査や少年鑑別所の心身鑑別を実施した上で、施設収容処分や保護観察処分を行うこととされ、家庭裁判所が刑事処分を相当と認めたとのみ検察官に送致して起訴するという、現行少年法の枠組みを維持することが提案されている。この点については、18歳及び19歳の者の更生の機会に一定程度配慮する内容であり、当会のこれまでの意見の趣旨を反映するものとして、評価に値する。

一方で、上記「答申案」は、18歳及び19歳の者の年齢区分の在り方やその呼称について、今後の立法プロセスにおける検討に委ねるのが相当であるとして、少年法の適用年齢を引き下げるのか、維持するかについて、明確な結論を回避している。

そして、18歳及び19歳の者の処分について、従前の少年法では故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に限定していた、いわゆる「原則逆送」の適用範囲について、短期1年以上の新自由刑の罪の事件にまで拡大することとしている。こ

の拡大がなされれば、強盗罪や強制性交罪が含まれるようになるが、特に、強盗罪のような財産犯は、犯情の幅が広い犯罪類型であり、これを一律に「原則逆送」とする結論は、18歳及び19歳の者の更生のため、きめ細やかな個別処遇を重視する従前の少年法の考え方とは相容れない。

さらに、18歳及び19歳の者について、少年法の推知報道禁止の原則を、検察官送致後の起訴後に限って解禁することや、不定期刑を適用せず、有期刑の上限を成人と同様とすること、これまで少年への支援として有効に機能していたぐ犯による処分の対象としないことなど、従前の少年法の考え方とは相容れない大きな提言が含まれている。

このように、上記「答申案」は、18歳及び19歳の者、特に、支援の必要性がより高い、重大な犯罪を犯した者やぐ犯性を有する者について、事実上、従前の少年法の対象から外すことを意図するものであり、当会としては、この点について強く反対するものである。

すなわち、手続や処遇の原則が更生にあることを明示するため、18歳及び19歳の者を少年法の適用対象にあると明確に位置づけるべきであり、そのためには、当会が従前から表明している通り、少年法の適用年齢の引き下げは見送るべきである。上記「答申案」に基づく少年法の改正には反対するものである。

2020（令和2）年10月15日

千葉県弁護士会

会長 眞 田 範 行